

会 長	局 長	次 長	係 長	係

平成 2 7 年 1 2 月 1 4 日

奄美市農業委員会

第 1 2 回定例総会議事録

署名委員 中村秀明

署名委員 松元修一

奄美市農業委員会第12回定例総会議事録

1. 招集日時 平成27年12月14日(月) 午後3時00分～

2. 招集場所 奄美市役所別館3階会議室

3. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	與島 文雄	12	屋島 良幸
2	山下 典仁	13	喜野 和也
3	吉 卓男	14	中村 秀明
4	昇 睦朗	15	松元 修一
5	山田 良光	16	肥後 安美
6	榮 清志	17	泉 智宜
7	前田 孝徳	18	志岐 清夫
8	行 辰朗	19	赤崎 重雄
9	前山重一郎	20	榮 清安
10	南 利郎	21	野崎 清志
11	松崎 文好	22	福原 秀和

4. 欠席委員

5. 議事に参与した者

事務局長 川内 進 事務局次長 用稲 工巳

住用分室主幹 原 俊三

笠利分室長 有川 衛

6. 報告事項

農業委員会視察研修

農業者年金セミナー・全国農業委員会会長代表者集会

7. 議事日程

(1) 会議録署名委員の指名について

(2) 会期の決定について

(3) 議案について

議案第75号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第76号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第77号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第78号 非農地の認定について

議案第79号 名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について

議案第80号 住用地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について

議案第81号 笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の
決定について

議案第82号 笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について

議案第83号 奄美農業振興整備計画変更申請(重要な変更:除外)に伴う
意見書について

協議事項

- ・ 農業者年金加入推進について
- ・ 農業新聞講読推進について

(4) その他

・

議長

(前山会長)

ただいまの出席委員は22人であります。総会は成立いたしました。これから、平成27年第12回定例総会を開会いたします。

(欠席委員は 委員)

それでは、議事日程に入ります。

日程第1

会議録署名委員の指名を行います。

本総会の会議録署名委員には、14番中村秀明委員と15番松元修一委員の2名を指名いたします。

日程第2

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は、日程通知のとおり議案第75号から議案第83号までの9件を予定いたしております。

お諮りいたします。

会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって

本総会の日程は、1日と決定いたしました。

本日の議案日程は、あらかじめお配りしてありますとおりを予定としております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

それでは直ちに議案等の審議に入りますが、農振除外の案件を農林振興課の担当者が来ておりますので、先に進めたいと思いますのでよろしくお願ひします。

日程第 1 1

議案第 8 3 号奄美農業振興整備計画変更申請（重要な変更：除外）について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

（川内局長）

（議案の朗読及び説明）

議 長

（前山会長）

それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。

2 1 番

（野崎委員）

議案第 8 3 号奄美農業振興整備計画変更申請No. 6 の調査報告をいたします。

1 2 月 1 1 日 9 時 3 0 分、笠利分室有川さん、肥後委員、昇委員、私の 4 名で変更申請地を確認しました。申請地は現在サトウキビが植えてありますが、申請地の周辺は住宅が 1 0 棟以上建っております。申請地は申請人の家から大体 3 キロメートル程あり、申請人は 8 5 歳と高齢で足も少し不自由なため遠い畑は手放すという事も考えているようでした。農振地域から除外できましたら売買による購入予定者に譲渡する予定だそうです。ご審議よろしくお願いたします。以上です。

4 番

（昇委員）

議案第 8 3 号奄美農業振興整備計画変更申請除外に伴う意見書提出についてNo. 6 の調査報告を行います。

1 2 月 1 1 日（金）午前調査委員 3 名及び笠利分室長を加えて現地で調査を行いました。申請地の周辺一帯は高台をなした地域であり、遠望も良く近隣には渡り鳥の飛来地として県の指定を受けた場所等があり、外来者も多く見られるようになった一帯です。近年 I ターン者・U ターン者の方々による宅地化が進みつつある一帯でもあります。申請者は一帯に広い農地を所有していたため主に I ターンの方々宅地に変えて住んでいる数は数件に及んでいます。今回の申請地も早くから希望者を待っているような次第でした。申請地の道路沿いとはいつでも宅地に出来るようゴロタを敷き詰めてあり、奥まった部分にはサトウキビが植えられております。本議案は許可すべきだと考えます。以上で報告を終わります。

16番	<p>(肥後委員)</p> <p>議案第83号奄美農業振興整備計画の変更についての議案に対して調査をしましたので調査報告をいたします。</p> <p>12月11日(金)午前9時30分より有川分室長、野崎委員、昇委員、私の4名で申請地の調査をしました。内容は昇委員とほぼ同じですが、申請地の道路には水道も通っており集落排水管も近くまで整備され、周囲には介護施設、民家が9軒程あり、農振地域変更後は住宅建設をするとの事ですので、変更をする事に私としては異議はございません。以上です。</p>
農林振興課	<p>(勇主査)</p> <p>今報告また事務局長から説明があったとおりでありますが、利用目的としましては皆さんおっしゃられましたように住宅地に転用したいという事でありませす。土地利用者は沖縄県名護市在住の方だという事で伺っております。登記簿と実際の面積が違うという事で地積更正図が添付されておりました、今から正しく登記をした後分筆をして残地は農地のまま、道路敷きを宅地として土地利用者が購入する予定というふうに代理人の行政書士からは伺っております。ご意見ご審議をよろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>それでは、これから本案に対する質疑に入ります。</p> <p>これは農振の外の方になりますか。</p>
農林振興課	<p>(勇主査)</p> <p>大外になります。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第83号奄美農業振興整備計画変更申請(重要な変更:除外)については、担当調査員による調査意見の報告のとおり、これを認めることにご異議ございませんか。</p>

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第83号奄美農業振興整備計画変更申請（重要な変更：除外）については、審議の結果、これを認めることに決定いたしました。

日程第3

議案第75号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(川内局長)

(事務局の朗読及び説明)

No.48につきましては、売買による所有権移転でございます。3ページにありますように受人は、露地野菜5アール、果樹77.8アールを栽培しており、取得地には果樹を植栽する予定で、規模拡大のためと判断いたします。

No.49につきましては、売買による所有権移転でございます。11ページにありますように受人は、果樹32.2アールを栽培しており、取得地にはスモモを植栽する予定で、規模拡大のためと判断いたします。

No.50につきましては、売買による所有権移転でございます。18ページにありますように受人は、果樹・野菜24.5アールを栽培しており、取得地にはタンカンを植栽する予定で、規模拡大のためと判断いたします。

No.51につきましては、売買による所有権移転でございます。26ページにありますように受人はサトウキビ180.9アールを栽培しており、取得地にもサトウキビを植栽する予定で、規模拡大のためと判断いたします。

No.52につきましては、賃貸借権設定の案件でございます。34ページにありますように受人は、桑28.2アールを栽培しており、取得地にも桑を植栽する予定で、規模拡大のためと判断いたします。

No.53につきましては、賃貸借権設定の案件でございます。46ページにありますように受人は、桑28.2アールを栽培しており、取得地にも桑を植栽する予定で、規模拡大のためと判断いたします。

以上6件でございます。

	<p>農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上です。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。順次、譲受人、譲渡人及び土地の順に報告をお願いします。</p>
8 番	<p>(行委員)</p> <p>議案第75号議案番号No.48農地法第3条の規定による許可申請について事前調査報告を行います。</p> <p>12月12日午後3時に小宿里の公園で受人から直接聞き取り調査を行いました。申請書に間違いのない事を確認しましたので報告いたします。なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については別紙のとおりでありますのでご報告いたします。ご審議の程をよろしくお願いたします。以上です。</p>
1 3 番	<p>(喜野委員)</p> <p>議案第75号No.48農地法第3条の規定による許可申請について報告いたします。</p> <p>12月13日午前8時55分に渡人の自宅において渡人の妻と面談いたしました。渡人は現在介護施設に入所中という事で渡人の妻が対応しました。渡人が高齢で今後耕作が困難なため友人である受人へ売買を相談したとの事でした。売買予定地は急勾配の斜面で歩行困難な奥さんも今後耕作は出来ないとの事でした。申請書記載内容に相違のない事を確認いたしました。</p> <p>続きまして、申請地確認について報告いたします。</p> <p>12月11日午後5時30分に申請地を確認しました。現況ですが現在スモモの成木が約20本程あり、畑は綺麗に整備されております。かなりの急勾配の斜面でした。以上です。</p>
1 8 番	<p>(志岐委員)</p> <p>議案第75号No.49、No.50について調査報告をいたします。</p> <p>11月18日10時譲受人が私の家に来て土地の立ち会いをしてくれませんかという申し入れがありました。本人に案内されて現場で立ち会いしました。この土地は戦前・戦後暫くサトウキビ等を作っていたようですが、何十年と放置しておりますので現在は荒れ放題にススキや雑草が生えて、どこが</p>

畑なのか訳が判らないような状態で、どこからどこまでやったらいいのか判らないので、まず境界から説明して欲しいと私が本人に申し入れますと、本人は上の方に林道が通っていますが林道から向かって右の方は自分の土地ですので何ら境界には問題はありませんという事でした。それでは左側はどうなっているのか聞きますと、昔ユリの花を作っていた三面張りの用水路が通っておりますのでその用水路が自分との境界ですという事でした。それを結んだ所があなたの土地ですねと言いますと、はいそのとおりですという事でした。よく現場を見ると本人が少し伐採をやりかけていましたので聞いたところ、本人の希望はスモモを植えたいという事で審議していただく土地にスモモを植えて段々畑になっているので下から裾野を上を広げていく計画だという説明でした。これだけ荒れている農地を選ぶという事は大変だろうが、遊休農地解消には非常に良い事なのでひとつ頑張って下さいと励ましてきました。以上No.49についての説明は以上です。

続いて、No.50について説明いたします。

譲受人は和瀬出身の方で現在は朝仁の方に住んでおられます。私が電話をかけたところ12月11日(金)10時に和瀬の公民館で待ち合わせて、本人に案内されてその畑を調査する事が出来ました。畑に行ってみますとニンニクやらキャベツやらほうれん草やらネギやら色々農作物が沢山植えられて、それは立派な農地ではないですかという事で、これも境界から説明して欲しいと言いましたら、山手の方に農道が通っているのでその農道からこちら側が自分との境界で、左側は吉井さんという方の農地でその境界には防風林が植えてあり、その防風林が吉井さんとの境界という説明でした。本人が持ってきた資料があり審議される地番・面積が一致するか照合してみたところ一致しました。それで間違いありませんでしたので、今後とも農業に一生懸命頑張って下さいと言って本人と別れてきました。なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。以上で報告を終わります。

事務局

(原住用分室主幹)

議案第75号No.49の譲渡人について報告いたします。

登記名義人である方は既に死亡しており、家庭裁判所名瀬支部より相続財産管理者として司法書士の里村紀幸氏が選任されております。譲受人は登記名義人の5代目に当たる相続者になります。ご審議の程よろしく願いいたします。以上です。

議案第75号No.50の譲渡人について報告いたします。

譲渡人は東京都に在住しておりますので、12月9日午前11時20分頃電話にて農地法第3条の所有権移転について確認したところ、許可申請書のとおり譲受人へ譲り渡す事に間違いのない事でしたので報告いたします。本人よりよろしくお願ひしますという事でした。以上です。

12番

(屋島委員)

議案第75号No.50の農地法第3条の規定による許可申請についてご報告いたします。

12月12日午前9時過ぎに受人宅で聞き取り調査をしました。受人と渡人の父とは従兄弟であり、奄美に帰り農業をする事はないので受人に売買するという事でした。受人は和瀬の隣の畑でバナナや野菜を作っており、規模拡大をしたいという事でした。受人は普段は奥さんと二人で農業をしており、高齢のため長男夫婦が週二日程度手伝っているという事でした。申請書のとおり間違いのない事でしたのでご報告いたします。以上です。

22番

(福原委員)

議案第75号農地法第3条の規定による許可申請No.51について調査報告をいたします。

12月9日(水)13時50分頃受人宅へ訪問しましたが留守でしたので、その足で申請地を見に走りました。申請地は綺麗に整地されていてキビは植えられていませんが植える準備がされていました。帰りに直ぐ本人宅に行きましたがまだ留守でした。その後5時前に行きましたら奥さんが帰っていましたので、こうこうして農業委員会に申請書が上がってきていますが確認のため聞き取り調査に来ましたと言いましたら、間違いございませんのでよろしくお願ひしますという事でした。また、夜には受人とも電話で話し再度確認し、間違いありませんのでよろしくお願ひしますとの事でした。なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますので報告いたします。委員の皆様方のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

3番

(吉委員)

議案第75号農地法第3条の規定による許可申請No.51の渡人と土地について調査報告をいたします。

12月10(水)午後3時頃に渡人が雨のため自宅にいたので、直接会って話しを聞くことが出来ました。土地の所在及び権利の設定等に係る対価等

記載の内容に間違いがないという事で、今回売却したのは家庭の事情でどうしても土地を手放さなければならなくなり売却したとの事でした。土地については現地調査をいたしました。笠利の基盤整備地区内の第一種農地でありまして、これまでもキビが栽培されていましたが、既に整地がされて春植の準備がされていまして、周辺の農地への影響もなく問題はないと思います。なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますので報告いたします。委員の皆様のご審議の程よろしくをお願いいたします。以上です。

8番 (行委員)

議案第75号議案番号No.52とNo.53農地法第3条の規定による許可申請について、事前調査報告を行います。

12月11日午前10時に(株)奄美養蚕、アーダン化粧品本社で受人から直接聞き取り調査を行いました。桑畑を拡大するために申請したとの事でした。申請書に間違いがない事を確認しましたので報告いたします。なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。ご審議の程をよろしくをお願いいたします。以上です。

20番 (榮委員)

農地法第3条許可申請No.52の案件について調査報告をいたします。

12月12日午前9時30分に賃貸人のご自宅にお尋ねして面談いたしました。土地の所在、契約期間、対価等記載内容を含め農地貸借契約書に相違ない事を確認いたしました。以上です。

2番 (山下委員)

議案第75号農地法第3条の規定による許可申請No.52について土地の報告をいたします。

44ページにありますように前勝前2715を現在借りており、申請者が規模拡大のため隣の農地も借りたいとの事でしたので紹介いたしました。現在はサトウキビの取り残しが少々ありますが、草刈りをすれば使用できる状態です。今後は蚕の餌となる桑を栽培するとの事ですので周囲への影響もないと思います。

続きまして、農地法第3条の調査書について報告いたします。

11月4日(水)午後5時に借人に現地でお会いして、申請地の隣にある

経営農地の確認をいたしました。1メートル程の高さの桑の木が80センチメートル間隔に約1,200本植えてある状態でした。桑の葉の収穫、草刈、堆肥撒き等の農作業を毎日行っているとの事です。なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。以上で報告を終わります。

議案第75号農地法第3条の規定による許可申請No.53の貸人について報告いたします。

11月22日(日)午後6時に貸人と借人の申請書の記入に立ち会いました。土地の所在及び権利の設定、貸賃等の記載内容に間違いのないとの事でした。

申請者が同じですので繰り返しになりますが、土地の報告をさせていただきます。No.52の申請人の方が56ページにありますように前勝前2715を借りており、規模拡大のため隣の農地も借りたいとの事でしたので紹介しました。この土地もサトウキビの取り残しが少々ありますが、草刈をすれば使用できる状態です。今後は蚕の餌となる桑を栽培するとの事ですので周囲への影響もないと思います。

続きまして、繰り返しになりますが農地法第3条の調査書について報告いたします。

11月4日(水)午後5時に借人に現地でお会いして、申請地の隣にある経営農地の確認をいたしました。1メートル程の高さの桑の木が80センチメートル間隔に約1,200本植えてある状態でした。桑の葉の収穫、草刈、堆肥撒き等の農作業を毎日行っているとの事です。なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。以上で報告を終わります。

議長

(前山会長)

それでは、これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

16番

(肥後委員)

No.49のこの相続財産管理人というのはどういうふうに決められているのですか。

議長

(前山会長)

それは裁判所の方から指定される筈です。

外に質疑ございませんか。

4 番	<p>(昇委員)</p> <p>No.5 1 の 2 5 ページの 2 の表の中に土地の代金ですが 6 0 万円とありますが、上の説明では 1 0 アール当たりの額となっておりますが、これは 1 0 アールの単価ですか。</p>
2 2 番	<p>(福原委員)</p> <p>はい、そうです。この土地の代金についても直に聞いております。譲受人に聞きましたら金額は両方で 7 8 万円です。</p>
3 番	<p>(吉委員)</p> <p>私もこの 6 0 万円について聞いたのですが、渡人の方から土地は 1 , 6 6 7 平方メートルあるのですが実際耕作出来る面積は 1 3 アール位しかないという事で単価は 6 0 万円で合計 8 0 万円程ですが 2 万円サービスして 7 8 万円にしたという事でした。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>1 0 アール当たり 6 0 万円で、この 2 筆合わせて 7 8 万円で売買されているという事です。</p> <p>外に質疑ございませんか。</p>
3 番	<p>(吉委員)</p> <p>一寸伺いたいのですが、No.5 2 も No.5 3 も桑ですよ、桑というのは何年位で採れるものですか。6 年間の契約になっていますがキビは株出し 2 回程出来ますが桑はどうなのでしょう。</p>
1 3 番	<p>(喜野委員)</p> <p>この奄美養蚕では桑の木の高さを 1 メートル程にしか上げないそうです。径は大体手首位の太さでそれ以上なると木を植え替えるそうです。ですから普通我々が知っている庭先に生るようなやり方ではないという事です。大体 7 年程で老木になるので植え替えるという事です。ですからここでいう 6 年というのは大体意味が合っているのではないかと思います。</p>
3 番	<p>(吉委員)</p> <p>これはお茶のように機械でなく手で摘むのですか。</p>

13番

(喜野委員)

全部手摘みです。手で採って蚕の餌にするそうです。

議長

(前山会長)

外に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第75号農地法第3条の規定による許可申請については、担当調査員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第75号農地法第3条の規定による許可申請については、審議の結果、これを認めることに決定いたしました。

日程第4

議案第76号農地法第4条の規定による許可申請について、を議題といたしますが本案には私の調査案件が含まれておりますので、議長を会長代理と交代して議事を進めたいと思いますが、その前に暫時休憩をしてその後に進めたいと思います。

暫時休憩いたします。

(議長交代)

議事を再開いたします。

議長

(松崎会長代理)

議案第76号農地法第4条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局	<p>事務局に議案の朗読と農地区分の報告を求めます。</p> <p>(川内局長)</p> <p>(議案の朗読及び農地区分の報告)</p> <p>No.2につきましては、貸駐車場を建設するための申請であります。申請地は朝日町の奄美食産加工の近くの都市計画区域内で周りを住宅に囲まれており、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内であるため、農地区分は第3種農地と判断されます。</p>
議長	<p>(松崎会長代理)</p> <p>それでは本案に対する担当委員による調査意見の報告を求めます。</p>
事務局	<p>(用稲次長)</p> <p>それでは報告します。</p> <p>申請人が鹿児島在住のため12月8日午前11時20分に申請人に電話にて申請内容の確認をしております。申請人の現在の住所、土地の所在の確認、理由等について話しをお伺いしました。駐車場にするという事で申請が上がってきていますが、申請人が鹿児島であるため駐車場の管理については申請人の友人である不動産の方へ依頼したいと考えているという事でした。申請内容には間違いがありませんのでよろしくお願ひしますという事でした。以上です。</p>
9番	<p>(前山委員)</p> <p>農地法第4条許可申請の土地の調査報告をいたします。</p> <p>先程説明でもありましたけれども、輪内都市計画区域内の農地で周りは全て民家或いは会社が建っておりまして、駐車場にするにはもってこいではないのかなと思われます。現地は三面をコンクリートでブロック塀がされていましてので区画もはっきりしておりますし、道路と同じ高さでしたのでそのままでも駐車場に使えるのではないかと思える所です、駐車場としてでも使わないと使い道がないのではないかと思われる所です。何ら問題はなかろうかと思ひます。そこに太平不動産の看板が立っていましたので、そちらが代理でやるのではないかと思ひます。以上です。</p>
議長	<p>(松崎会長代理)</p>

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第76号農地法第4条による許可申請については、担当調査委員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第76号農地法第4条の規定による許可申請については、審議の結果各項目とも適当と認めて県農業会議へ諮問することに決定いたしました。

(議長交代)

議長

(前山会長)

日程第5

議案第77号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読と農地区分の報告を求めます。

事務局

(川内局長)

(議案の朗読及び農地区分の報告)

No.31につきましては、賃貸借権設定の案件で月極駐車場を建設するための申請でございます。

申請地は朝仁新町の千年公園の傍の都市計画区域内で周囲を住宅に囲まれており、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内であるため、農地区分は第3種農地と判断されます。

No.32につきましては、売買による所有権移転で太陽光モジュールを設置するための申請でございます。

申請地は宇宿の宇宿保育所から海側へ行った道路沿いで住宅が点在しており、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。

以上2件でございます。

議長

(前山会長)

それでは本案に対する担当委員による調査意見の報告を求めます。

8番

(行委員)

議案第77号議案番号No.31農地法第5条の規定による許可申請について、借人と貸人について同時に事前調査報告をいたします。

12月11日午後4時に受人の事務所で直接聞き取り調査を行いました。借人と貸人が同じ末広町なのでその足で貸人の自宅を訪問しました。双方とも申請書に間違いのない事を確認しましたので報告いたします。以上です。

12番

(屋島委員)

議案第77号No.31の農地法第5条の規定による許可申請の土地についてご報告いたします。

12月11日午後0時30分に申請地の調査をいたしました。土地は都市計画区域内でブロック塀で囲まれており、隣は住宅が建っています。土地は整地されており雑草が生えている状態で、周囲に特に影響はないと思われます。以上です。

議案第77号No.32の農地法第5条の規定による許可申請についてご報告いたします。

12月11日午後3時20分に受人の事務所で聞き取り調査をしました。受人は転用計画にもあるように太陽光発電のための土地を購入するという事でした。土地の所在、転用計画、資金調達計画等申請書のとおり間違いのない事でしたのでご報告いたします。以上です。

4番

(昇委員)

議案第77号農地法第5条の規定による許可申請について、No.32所有権移転売買議案について調査報告をいたします。

この案件は去る8月総会において農業振興整備計画変更の議案として審議した経緯のある農地の転用申請議案であります。譲渡人親子共に議案の内容について了解しております。進めて下さいという事でありました。去る12

月12日調査いたしました。本日12月14日午前にもう一度確認をさせていただきます。なお、申請地周辺は近年Iターン・Uターンの方々による宅地化が進みつつある一帯でもありますが、申請農地の現況は本年春先にサトウキビの収穫を終えた後雑草と共にキビの株芽が伸びてはいるが、肥培管理を施していないので遊休地状態にあります。この農地の真の所有者といわれる方もこの案件を了解しており譲渡人との間に合意されております。何ら問題点はなく申請の方向で進めても構わないと考えております。以上です。

議長

(前山会長)

それでは、これから本案対する質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第77号農地法第5条による許可申請については、担当調査委員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第77号農地法第5条の規定による許可申請については、審議の結果各項目とも適当と認めて県農業会議へ諮問することに決定いたしました。

日程第6

議案第78号非農地の認定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(川内局長)

(議案の朗読及び説明)

No.13につきましては、平成元年頃から通路として使用しているため非農地としての申請でございます。現地につきましては担当調査委員の方から報告が

<p>議 長</p>	<p>あると思いますのでご審議よろしくお願ひいたします。 以上1件でございます。</p> <p>(前山会長)</p> <p>それでは本案に対する担当委員による調査意見の報告を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(用稲次長)</p> <p>それでは報告します。</p> <p>申請人が宮崎県都城市若葉町に在住のため電話での聞き取りとなりました。12月8日午前11時40分に申請人の方に電話しました。申請内容に間違いはありませんという事で確認を頂いております。よろしくご審議の程お願ひいたします。以上です。</p>
<p>20番</p>	<p>(榮委員)</p> <p>非農地証明願ひNo.13について、12月10日午前11時、事務局用稲次長、私、願出人の代理人として兄を交えて現場確認を行いました。88ページの写真をご覧頂くと判りますが、面積にして6.06平方メートルで三角状に記された部分がこれに当たります。ここの土地交換の際地目変更がなされないままに今日に至ったようでありまして、参考までにこの左側の更地には近年まで教員住宅が建っていたという事で、最近取り壊しが行われたという事です。ご審議の程よろしくお願ひします。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>(前山会長)</p> <p>それでは、これから本案に対する質疑に入ります。</p>
<p>3番</p>	<p>(吉委員)</p> <p>一寸伺いますが、これまでこれだけの土地があったのですが、今非農地証明願ひを出すというのは何かあったのでしょうか。わざわざ非農地証明をもらうという事は何かやるので不都合だから申請したのではないですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>(用稲次長)</p> <p>申請人の兄に現場の立ち会いをしてもらったのですが、兄さんが言うにはこの土地の隣に奄美市の土地であって、その土地が道路拡張に伴って地目変更を奄美市がしなければならない、それに伴って土地の交換条件があったみたいなのです。その前に住宅が建っていたのですが、交換の時にその土地が</p>

	<p>畑であるという事が判って、それから申請に至ったという事です。ここが丁度通路になっているものですから、奄美市との関連で農地であるというのが判ったという事です。</p>
3 番	<p>(吉委員)</p> <p>交換する時にそういう約束があってそういうものが出てきたという事です ね。</p>
事務局	<p>(用稲次長)</p> <p>そうですね。この写真に載っている後ろの家が申請人の住宅で、本人は宮崎にいるという事ではあります。</p>
3 番	<p>(吉委員)</p> <p>役所の交換であれば役所では非農地の申請は出さないのですか。</p>
事務局	<p>(用稲次長)</p> <p>そのところが交換と言ったのですがどう言う交換か自分でも複雑だという事ではっきり判らなかったという事だったのです。</p>
6 番	<p>(榮委員)</p> <p>6. 0 6 平方メートルを交換してその土地は使い物になるのですか。</p>
1 6 番	<p>(肥後委員)</p> <p>たかだか6. 0 6 平方メートルですので、元々住宅が建っていた土地ですし住宅として若しくは通路として使っていた場所ではないですか、それをわざわざ畑として管理する必要もないし、良いのではないのでしょうか。</p>
2 0 番	<p>(榮委員)</p> <p>申請したりする所は、この地区はその様な事にこだわるようなところがありまして、財産分与の際だとか次の息子とか娘世代になった時に面倒が起これないようにというそういう手も打つ事がよくあるのです。そういう意味もあってこの僅か6. 0 6 平方メートルに過ぎませんが、そういう面倒も後々残らないような形で多分申請してきたのが大きいのではないかと思います。</p>
6 番	<p>(榮委員)</p>

ですからその交換というのがおかしいのですよ。

15番

(松元委員)

地積測量図を取らしたらこれ金額いくら位になるのですかね。

20番

(榮委員)

そのために多分旧名瀬市時代の測量図を添付したのだと思います。

6番

(榮委員)

これは奄美市が買い上げればよい事です。

議長

(前山会長)

89ページの図を見ると名瀬市長大津鐵治となっていますので相当古いと思われるので、その頃の名瀬市時代は後始がちゃんと末出来なくて残ったのでしょうね。

外に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第78号非農地の認定については、担当調査委員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第78号非農地の認定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

日程第7

議案第79号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局	<p>(川内局長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p>
	<p>内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。</p> <p>以上1件でございます。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>それでは本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
3番	<p>(吉委員)</p> <p>期間が2年となっておりますがキビは2年では1回しか採れませんがそれで良いのでしょうか。株出しも採らないで返すのですか。12月にしたら明くる年株出の収穫が出来るのですが、それは採らずに返すという事ですかね。</p>
事務局	<p>(用稲次長)</p> <p>そうみたいです。1回しか採らないという事です。</p>
3番	<p>(吉委員)</p> <p>3年はせめて採らなければいけないのではないかと思いますのですが。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>もし今植えるとするると来年すぐ収穫してそのまま返すという事ですね。</p>
6番	<p>(榮委員)</p> <p>面積も小さいですよ。499平方メートル借りる人はサトウキビの種代だけでも2万円程かかるのですが、キビ植えて肥料入れて1回採って終わりというのは大損害ではないでしょうか。これは野菜か何かではないのですか。本当にサトウキビですか。</p>
事務局	<p>(用稲次長)</p> <p>はい、サトウキビだそうです。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>本人同士がそれで良いというのであれば致し方ないですね。</p>

4 番	<p>(昇委員)</p> <p>これは以前に何年か換地をして辻褃合わせのために 2 年間追加した利用権設定という事ではないのですか。</p>
事務局	<p>(用稲次長)</p> <p>いいえ、これは新規です。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>想像の域を離れませんが、もしかすると以前からヤミで借りていたのかも知れませんが、それは想像するしかありませんが。</p> <p>よろしいですか、外に質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第 79 号名瀬地域農用地利用集積計画（利用権設定）の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 79 号名瀬地域農用地利用集積計画（利用権設定）の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。</p> <p>日程第 8</p> <p>議案第 80 号住用地域農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>
事務局	<p>(原住用分室主幹)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p> <p>内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていることを報告いたします。</p>

議長	(前山会長) これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。
6番	(榮委員) 100ページの2番目の借人の面積ですが、番地が1～9番になっていまして、面積が次々小さくなったり大きくなったりしていますが、これは隣同士なのですか。
15番	(松元委員) くっついています。
6番	(榮委員) 皆くっついているのですか。くっついているのにこんなに番地があるという事ですか。
事務局	(原住用分室主幹) はい、住用は同じ結構地主で筆数が多くて一反歩当たりの畑を持っている方が多いのです。
6番	(榮委員) これはこの小さいものがありますが。
事務局	(原住用分室主幹) はい、実際そうです。住用では普通にあります。
6番	(榮委員) これは同じ人の土地ですよ。不思議でならないのですが。
事務局	(原住用分室主幹) これは基盤整備する前に字図の段階で土地が飛んでいるものを基盤整備で一つに纏めたのです。それで基盤整備をした後に番地も変えてやったものですから筆数が多いという事になるのです。例えば一反歩の面積の中に基盤整備で一地主に対して亀籠の土地の集積を図ったとすると。
6番	(榮委員)

	<p>だから一つの番地になるのではないですか。</p>
事務局	<p>(原住用分室主幹)</p> <p>換地処分をしているのですが番地自体いじっておりません。それで連番できます。合筆すれば良いのですが合筆していないのです。</p>
6 番	<p>(榮委員)</p> <p>私共の基盤整備をした時は大島支庁が全部換地してくれましたよ。法務局ではひとつの番地になっています。</p>
事務局	<p>(原住用分室主幹)</p> <p>最近は地籍の方で合筆しているのですが、昭和50年前後基盤整備ですのでされておりません。</p>
6 番	<p>(榮委員)</p> <p>子供等が沢山いて相続する時にその小さい番地を分けて出来るのかというのがありますので、番地がこれ程あれば。だけれど本当はひとつですよ。</p>
事務局	<p>(原住用分室主幹)</p> <p>現場は一枚です。</p>
4 番	<p>(昇委員)</p> <p>現場はひとつの畑になっているのですよね。</p>
1 6 番	<p>(肥後委員)</p> <p>万屋でもそういう例はあります。よそから持ってきてひとつに纏めても本人が申し出ない限り筆数は変わりません。</p>
4 番	<p>(昇委員)</p> <p>従前の地番毎に分けて配分されている訳です。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>そういう事ですね、あちらこちらを纏めてもそのまま番地は変えらずにそこに持ってきていますので何筆かひとつになってはいるのでしょうか。</p>

4 番	<p>(昇委員)</p> <p>そういうものは大体私共の地元ではひとつの地番に纏めこんだのですが。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>最近はそのような事もやっているでしょうけれども、昭和50年代はそういう事が出来なかったのか判らなかつたのか、そうしなくてそのまま持ってきていますから、筆数がこれだけ残るといふ事ですね。</p>
1 6 番	<p>(肥後委員)</p> <p>本人が申し出て印鑑を押せば纏めました。それをしなかつた人は同じ畑の中でも筆数が残ります。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>外に質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。</p> <p>議案第80号住用地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第80号住用地域農用地利用集積(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。</p> <p>日程第9</p> <p>議案第81号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>
事務局	<p>(有川笠利分室長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p>

議 長	<p>(前山会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。</p>
2 2 番	<p>(福原委員)</p> <p>補足説明をいたします。これは笠利町時代に流動化していたものが道路拡張で取られた面積がそのまま残っており、合意解約と書いていなかったもので今回私が事務局に持って行って、職員らにこういうものは皆消していかなければ後々農業委員会も困るし調査する人も困るので消してくれとお願いして、今まで残っていたものを解約するという事で今回になりました。道路に取られた分を解約という事ですのでご理解をお願いします。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>外に質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。</p> <p>議案第 8 1 号笠利地域農用地利用集積計画（利用権設定）の合意解約の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 8 1 号笠利地域農用地利用集積（利用権設定）の合意解約の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。</p> <p>日程第 1 0</p> <p>議案第 8 2 号笠利地域農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>
事務局	<p>(有川笠利分室長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p>

内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。

議長

(前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第82号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第82号笠利地域農用地利用集積(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

以上で、本日用意した議事日程はすべて審議を終了いたしました。

これから協議会へ移します。

・懇親会について

正会に返します。

以上で、本日用意した案件は全て審議終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れ様でした。

平成27年12月14日

奄美市農業委員会
会長 前山 重一郎

署名委員

署名委員

作製者 川内 進

